

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成26年 2月17日（月）

担当課：文化スポーツ部 文化振興課・文化創造拠点開設準備室

件 名：（仮称）やまと芸術文化ホール条例の制定について

提出理由：大和駅東側第4地区公益施設にやまと芸術文化ホールを整備することに伴い、やまと芸術文化ホール条例を制定する必要があることから、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- 本市では、平成28年11月の供用開始を目指し、大和駅東側第4地区に、文化創造拠点として、やまと芸術文化ホール（以下「芸術文化ホール」という。）や図書館等の文化複合施設の整備を進めている。
- これまで、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画」並びに「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」において、同施設の内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。
- 今後は、芸術文化ホールの設置及び管理について条例を制定する必要がある。

2. 条例の主な内容

(1) 設置

- 大和市文化芸術振興条例に規定する基本理念にのっとり、本市の文化芸術を振興するため、設置する。
- ① 名 称 やまと芸術文化ホール
- ② 位 置 大和市大和南一丁目8番1号

(2) 事業

- ① 文化芸術事業の企画及び実施
- ② 文化芸術に関する公演等のための施設の提供
- ③ 文化芸術に関する情報の収集、提供その他支援
- ④ その他設置目的を達成するために必要な事業

(3) 指定管理者による管理

- ホールの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定める。

(4) 開館時間

- 芸術文化ホール：午前9時～午後10時
- 駐車場、駐輪場：午前8時15分～午後10時30分

(5) 休館日

- 芸術文化ホール：1/1～3、12/29～31
- 駐車場、駐輪場：1/1、12/31

(6) 入館の制限等

- 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある等管理上支障があると認められる者に対し、入場を拒み又は退場させることができる。

(7) 利用料金

① 利用料金設定の考え方

- 「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らしながら、市内、他自治体の類似施設の料金等を考慮して設定する。

- ホールの利用料金は、平日と休日に差を設ける。
- 利用者がホール、ギャラリーにおいて、入場料等を徴収する場合、その利用料金は通常支払うべき利用料金の1.5～2.0倍の額とする。
- 利用者がホール、ギャラリー、マルチスペースを営利目的のために利用する場合、利用料金は、通常支払うべき利用料金の2.5倍の額とする。
- ギャラリーを除く施設利用料金、展示関係を除く附属設備等の利用料金は、午前、午後、夜間の区分毎に設定し、1日の料金を、その合計額とする。

② 施設利用料金

室 名	単 位	上限額
メインホール (約 1,000 席)	平日1日	114,300 円
	休日1日	158,000 円
サブホール (約 300 席)	平日1日	32,200 円
	休日1日	42,500 円
楽屋	1日	2,000 ～ 7,700 円
ギャラリー	1日	19,000 円
マルチスペース	1日	15,600 円

③ 附属設備等 (各品目1日につき)

種 別	上限額	種 別	上限額
舞台関係	30,000 円	楽 器	30,000 円
照明関係	90,000 円	展示関係	2,000 円
音響関係	15,000 円	その他	1,000 円
映写関係	36,000 円		

④ 駐車場等利用料金

区 分	時間ごとの上限額	1日の上限額
駐 車 場	自動車	30分までごとに200円
	二輪自動車等	240分までごとに100円
駐輪場	360分までごとに100円	200円

3. 条例施行日

- 平成28年11月3日とし、利用料金の徴収等の準備行為は、条例施行日前に行うことができる（指定管理者の指定等の手続きについては、平成26年7月1日とする）。

4. 施行規則の制定

- 利用承認等、一部の詳細項目は、規則で規定する。

経 過

- H18. 2 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
- H19. 3 大和駅東側第4地区市街地再開発組合設立
- H24. 2 大和駅東側第4地区公益施設基本計画策定
- H25. 1 大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画策定
- H25. 11 再開発組合同定款及び事業計画変更認可
- H25. 12 権利変換計画認可

今後の予定

- H26. 3 市民意見公募手続きの実施
文化芸術振興審議会へ情報提供
- H26. 6 条例議案上程
- H26. 7 条例一部施行、公益施設着工
- H26. 7～12 文化創造拠点運営審議会の設置、指定管理者の公募・選考
- H27. 3 指定管理者の指定議案上程
- H28. 7 公益施設竣工
- H28. 11 条例施行、施設供用開始